

改正

平成3年9月1日規則第30号

平成6年2月8日規則第1号

碧南市補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金の交付の申請、決定等について、基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が、市以外の者に対して交付する補助金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(市長及び補助事業者等の責務)

第3条 市長は、補助金に係る予算の執行に当たっては、補助金が市民から納付された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金が市民から納付された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従い、誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書、予算書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じ実態調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(交付の申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付の申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第7条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者等に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第8条 補助事業者等は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更(中止及び廃止を含む。)をする場合は、直ちに補助事業等計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請書を受領し、補助金の交付の変更を承認したときは、補助金変更決定通知書(様式第4号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了(廃止及び中止を含む。以下同じ。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事

業等実績報告書（様式第5号）に決算書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出された場合において、その内容を審査し補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金の額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者等は、前条の補助金の額の確定通知の交付を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、遅滞なく当該補助金を補助事業者等に交付するものとする。

3 市長は、補助事業者等が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず補助事業等の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（帳簿等の備付け）

第13条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともにその内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者等は、前項の帳簿及び書類を補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基づき、関係帳簿、書類その他物件について検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させるものとする。

（1）この規則又は補助金の交付の決定をするときに付した条件又は市長の指示に反したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）補助事業等を中止し又は廃止したとき。

（4）補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（5）その他補助金の運用を不相当と認めるとき。

（返還による加算金）

第16条 補助事業者等は、前条（第3号を除く。）の規定により補助金を返還しなければならない場合において、返還すべき補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した利息を付して市長に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付が決定されている補助金については、この規則の規定は適用しない。

附 則（平成3年9月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月8日規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。